

北秋田市スポーツ推進事業 「運動教室 講師派遣事業」実施要綱

1 目的

北秋田市と特定非営利活動法人ブラウブリッツ秋田スポーツネットワークが協働し、運動教室等を開催する団体に対して講師派遣をすることで、市民の運動機会の拡大を促進し、スポーツ振興と健康増進を図ることを目的とする。

2 対象団体

市内の小学校、義務教育学校、PTA、子育て支援団体、子育てサークル、自治会、介護施設及び市長が認める団体とする。

3 実施内容

小学生等向け運動教室、高齢者向け運動教室 など。

4 実施時期

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 実施規模

原則、10人以上30人以下の運動教室とする。

6 講師等

特定非営利活動法人ブラウブリッツ秋田スポーツネットワーク

7 経費

教室にかかる講師謝礼及び旅費については、市が負担する。

8 申込方法

- (1) 実施団体は、教室を実施する1か月前までに、文化スポーツ課へ「実施申込書（様式1）」を提出すること。
- (2) 文化スポーツ課で日程調整後、実施団体へ日程確定の連絡をした後、実施団体は、教室を実施する2週間前までに、文化スポーツ課へ「実施計画書（様式2）」を提出すること。
- (3) 実施団体は、教室実施後2週間以内に「実施報告書（様式3）」及び実施状況がわかる資料（教室のチラシ、アンケート、写真等）を文化スポーツ課に提出すること。